泉佐野市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要 りょう さだ のように定める。

平成28年3月8日

りょう まっ ひろやす 泉佐野市長 千代松 大耕

りゅう まべっ かいしょう すいしん かん 泉佐野市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65 第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65 5。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、同法第7条に規定する事項に関し、 本市の職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

でいぎ (定義)

だい じょう ようりょう ようご いぎ ほう さだ 第2条 この要領における用語の意義は、法の定めるところによる。

(適用範囲)

だい じょう ようりょう ほんし きゅうよまた ほうしゅう しはらい う しょくいん しちょう ふくしちょう きょういくちょう 第3条 この要領は、本市から給与又は報酬の支払を受ける職員(市長、副市長、教育長、

ぎかい ぎいんおよ しりつがっこう きょうしょくいん のぞ てきょう 議会の議員及び市立学校の教職員を除く。)に適用する。 *とう さべってきとりあつか きんし (不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう しょくいん じ むまた じぎょう おこな あ しょうがい りゅう しょうがいしゃ もの ふとう 第4条 職員は、事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な

ごうりてきはいりょ ていきょう (合理的配慮の提供)

だい じょう しょくいん じ む じぎょう おこな あ しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じょきょ ひっよう 第5条 職員は、事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要とし

でいる旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい とうがいしょうがいしゃ せいべつ ねんれい しょうがい じょうたい 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態

おう しゃかいてきしょうへき じょきょ じっし ひつよう ごうりてき はいりょ いか ごうりてきはいりょ に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」とい

う。)の提供をしなければならない。

(所属長の責務)

- (2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があ はあい じんそく じょうきょう かくにん った場合は、迅速に状況を確認すること。
- 2 所属長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

そうだんたいせい せいび (相談体制の整備)

- 4 相談窓口は、相談者から事実の詳細その他必要な情報を聴取し、事実確認をしなければならない。
- 6 相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を 図り、活用するものとする。

(研修及び啓発)

第8条 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及

けいはつ おこな
で啓発を行うものとする。

ざっそく (雑則)

だい じょう ようりょう さだ ようりょう せこう かん ひつよう じこう しちょう べつ さだ 第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

な そく 附 則

ようりょう へいせい ねん がっ にち せこう この要領は、平成28年4月1日から施行する。

できない。 別表第1 (第7条関係)

	ない 内 容	^{そうだんまどぐち} 相談窓口
1	本市の所管する事務事業に関する相談	当該事務事業の所管課
2	指定管理者	当該施設文は事業者の所管課
3	それがよります。 民間事業者に関する相談	法に基づき本市が委託する著

できない。 別表第2 (第7条関係)

	関係課
1	市長公室人権推進課
2	総務部人事課
3	はなこう あく しぎしょうがいる くしきう まか 健康福祉部 障害福祉総務課
4	こども部子育て支援課
5	まらいくぶがっこうまょういくか 教育部学校教育課

で で で で で に ち 日

しょうがいなくしそうむかちょう さま 障害福祉総務課長 様

部(高) 課長

障害者差別に関する相談文は合理的配慮の申出の報告について

当課が受けた障害者差別に関する相談文は合理的配慮の単出について、下記のとおり報告します。

ء

- 2 対応時の問題点等

たいおうじ 対応時の もかだいて 間 題 点	
今後の課題	

障害者差別に関する相談文は合理的配慮の申出 報告書

(報告日) 平成 年 月 日

部(局)課(施設)名	· (*局')				課	(施設))					
そうだんまた 相談又は申出を受けた日	~いせい 平成	* 4	手	がっ 月	K	:5 ∃ ()					
(※1) 相談者文は単出者 の障害種類	視覚	*** ⁵ ***	げんご言語	肢体	かがあり	ちてき知的	発達	精神	難病	その他	()
連絡方法	で 電話	書面	ファ	クシミリ	でんして	メール	がたせつ 面接	その	他 ()	
まうながしきまた もうしでしゃ 相談者文は申出者の 上きまた 主訴												
^{そうだんないようまた} もうしで 相談内容では申出 (詳細)												
(※2) 差別したとされた 大・部署からの 聞き取り結集等		り方法なられた。		哲 書	ph bh	接	その他	()	
がおうけっか対応結果												
とうがいあんけん たんとうしゃ 当該案件の担当者 (電話番号)	()							

^{※1}欄 話の流れでわかる場合に記入(報告書作成のためだけに聞き出す必要はありません。)

^{※2}欄 差別に関する相談の場合のみ記入